同　中畑　啓輔
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる
岡山簡易裁判所判事に補する
同　石川　慧子
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所松江支部勤務を命ずる
松江簡易裁判所判事に補する
同　大久保優子
広島地方裁判所判事に補する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
同　澤田　博之
広島家庭裁判所判事に補する
兼ねて広島地方裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
同　沖本　尚紀
岡山地方裁判所判事に補する
兼ねて岡山家庭裁判所判事に補する
岡山簡易裁判所判事に補する
同　高山　慎
福岡高等裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
同　北川　幸代
大分家庭裁判所判事に補する
兼ねて大分地方裁判所判事に補する
大分簡易裁判所判事に補する
同　宮川　広臣
熊本家庭裁判所判事に補する
兼ねて熊本地方裁判所判事に補する
熊本簡易裁判所判事に補する
同　村木　洋二
仙台高等裁判所判事に補する
仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる
秋田簡易裁判所判事に補する
同　小林　礼子
仙台地方裁判所判事に補する
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
同　佐野　倫久
仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所大河原支部勤務を命ずる
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所大河原支部勤務を命ずる
大河原簡易裁判所判事に補する

同　南雲　大輔
仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所石巻支部勤務を命ずる
仙台地方裁判所石巻支部長を命ずる
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所石巻支部勤務を命ずる
仙台家庭裁判所石巻支部長を命ずる
石巻簡易裁判所判事に補する
石巻簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　大倉　靖広
札幌高等裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　渡邉　充昭
札幌家庭裁判所判事に補する
兼ねて札幌地方裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　三重野真人　同　石原　和孝
高松高等裁判所判事に補する
高松簡易裁判所判事に補する（各通）
同　宮崎純一郎
徳島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
同　能宗　美和
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所宇和島支部勤務を命ずる
松山地方裁判所宇和島支部長を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所宇和島支部勤務を命ずる
松山家庭裁判所宇和島支部長を命ずる
宇和島簡易裁判所判事に補する
宇和島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　山田　智子
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所明石支部勤務を命ずる
神戸地方裁判所明石支部長を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所明石支部勤務を命ずる
神戸家庭裁判所明石支部長を命ずる
明石簡易裁判所判事に補する
明石簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十月十六日）

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

福岡地方検察庁検察官

令和８年11月５日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　令和８年第６号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　令和８年11月５日
3　支給対象犯罪行為の範囲
(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間
令和７年２月26日から同月27日までの間
(2)　支給対象犯罪行為の内容
宮崎愛美が、金融庁職員になりすまして被害者方を訪れ、同人から受け取ったキャッシュカードをすり替えて窃取した上、窃取したキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金を引き出した行為
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
(1)　氏名不詳者らが警察官等になりすまし、被害者方に電話をかけ、被害者名義のキャッシュカードが不正に利用されており、キャッシュカードを封印して再発行する必要があるので、金融庁職員が被害者方を訪問する旨申し向ける。
(2)　宮崎愛美が、金融庁職員になりすまし、被害者方を訪れる。
(3)　被害者から受け取ったキャッシュカードを封筒に入れ、被害者の隙を見て、あらかじめ準備していた封筒とすり替えて、キャッシュカードを盗む。
(4)　盗んだキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から出金する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金26万5,026円
6　支給申請期間　令和８年11月５日から同９年１月４日までの間
7　犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項
(1)　裁　判　所　名　福岡地方裁判所小倉支部
(2)　裁　判　年　月　日　令和８年２月27日
(3)　確　定　年　月　日　令和８年７月２日
(4)　被告人の氏名　宮崎　愛美
(5)　没収の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、氏名不詳者らと共謀の上
ア　警察官等になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、令和７年２月26日、警察官等になりすました氏名不詳者らが、北九州市小倉北区内ほか１か所の被害者方に電話をかけ、同被害者らに対し、同人名義のキャッシュカードが不正に利用されており、キャッシュカードを封印して再発行するため、金融庁職員が前記被害者方を訪問する旨うそを言い、同日、金融庁職員になりすました被告人が、前記被害者方を訪れ、同各所において、同人らから同人ら名義のキャッシュカード合計９枚ほか４点を受け取って封筒に入れた上、同人らが目を離した隙に、同封筒をあらかじめ用意していたトランプ等入りの封筒とすり替え、同人ら管理のキャッシュカード合計９枚ほか４点を窃取した